

# シンガポールの中央銀行機能

鈴木 恒 一

## Central Banking Activities in Singapore

Koichi Suzuki

Strictly speaking, Singapore has no central bank. Instead, the “Board of Commissioners of Currency, Singapore” (SCB) and the “Monetary Authority of Singapore” (MAS) fulfill the same functions. That is to say, the SCB issues currency notes and coins, and the MAS acts as banker’s bank and the Government bank. Therefore, MAS is often called a “semi” –central bank, which serves all the functions associated with a central bank except for issuing currency.

In addition to these central banking functions, however, the MAS also has the expanded responsibility of supervision which includes inspecting and regulating the banking business and other financial operations. If necessary in the public interest, the MAS may issue directions to financial institutions, and any financial institution that fails or refuses such directions is liable to be fined. Moreover, the Chairman of the Board of the MAS is legally inaugurated as the Minister of Finance. In these points, the MAS is different from central banks in other countries. It should be considered as an administrative institution holding central banking functions rather than as a “semi” –central bank.

### はじめに

アジアNIEsのひとつとして、目覚ましい経済発展を続けるシンガポールの通貨調節方式は、極めて独特な方式をとっている。すなわちここには、厳密な意味での中央銀行は存在せず、それに代わる機構として「シンガポール金融庁」(Monetary Authority of Singapore)と「シンガポール通貨委員会」(Board of Commissioners of Currency, Singapore)が置かれている。前者は、いわゆる「銀

行の銀行」「政府の銀行」としての業務を行うとともに、金融政策の運営、金融機関の監督などに当たっており、また後者は現金通貨(紙幣・硬貨)の供給を担当している。つまりシンガポール金融庁は厳密には中央銀行ではないが、通貨供給の一事を除けば、まさにシンガポールの中央銀行であるといわれている<sup>1)</sup>。またシンガポールの現金通貨供給は、100%金・外貨の裏付けをもって行なうことになっており、これも諸外国の例と比べて極

めて特異な方式である。

シンガポールは、1965年、マレーシア連邦から分離独立した。面積600km<sup>2</sup>、人口270万人、ほとんど資源を持たない小国ではあるが、一人当たりGDPは14千ドルを越え、同じくNIEsに属する韓国(6.6千ドル)や台湾(8.7千ドル)と比較しても、遙かに高水準である<sup>2)</sup>。これは、シンガポールがもともと、良好な港湾施設と高度に発達した国際的金融組織を背景に、中継貿易によって繁栄していた地域であり、独立後の経済発展も順調だったからである。

こうして目覚ましい発展を続けるシンガポールは、同時に前述のように特異な通貨制度や通貨調節機構を持つ国でもある。それは同国誕生の経緯や都市国家としての性格に由来したものともみることができるが、以下、その制度や通貨調節について、他の諸国の中央銀行制度との比較も視野に入れながら、その性格や特色を探ってみることにしたい。

### 1. シンガポールの通貨制度

シンガポールの通貨は、同国の独立後も暫くはマラヤ・ドル(Malaya dollar)が用いられていたが、1967年6月からマレーシア、シンガポールの通貨が分離され、それぞれ独自の通貨を発行することになった。すなわち1965年8月、シンガポールがマレーシア連邦から分離独立するにあたり、同年11月、両国は通貨会議を開催して両国間の通貨制度のありかたについて検討した。この会議においては、両国がシンガポール独立後も共通通貨を持つという前提で話し合いを進めていたが、当時の両国相互の政治的不信感もあって会議はしばしば混乱に陥り、9か月にわたって会議が続けられたにもかかわらず、結局結論を得ることができず、1966年8月それぞれの政府が、翌67年6月12日以降、独自の通貨を発行すると発表した。こうしてシンガポールでは67年3月、新たに「通貨法」(Currency Act,

1967)を制定した。当時、両国の国民や経済界は引続き共通通貨を持つことを望んでいたといわれているが、それにもかかわらずそれが実現できなかったのは、両国政府の政治的対立、経済政策についての考え方の相違にその原因があったといわれている<sup>3)</sup>。

この通貨法は、シンガポールにおける独占的通貨発行権を持つ機関として、「シンガポール通貨委員会」(以下、SCBという)を置くとした(第3条)。通貨分離以前におけるマラヤ・ドルは、「マラヤ・英領ボルネオ通貨委員会」によって発行されていたので、シンガポールの通貨法は、独立後もこの方式を採用したといえることができる。もっともマレーシア連邦においては、1959年既に中央銀行(Bank Negara Malaysia)が設立され、通貨発行は上述の委員会に委ねたまま活動していたが<sup>4)</sup>、シンガポールにおいては中央銀行は設立されなかった。シンガポールにおいて、なぜ中央銀行を設立しなかったのかという点について、①国の経済規模が小さいのでその必要性が小さく、他方中央銀行設立に伴う財政支出を節減できる、②多くの発展途上国の中央銀行が政府の財政赤字補填機関になっているといった事例にかんがみ、通貨価値の安定を確保する見地からあえて中央銀行の設立を避けた、といった事情があったといわれている<sup>5)</sup>。

したがってSCBは当初、通貨の発行機関であると同時に、極めて限定的な意味においてはあるが、通貨管理機関としての性格を持つものであったが、他方銀行監督官・為替管理官といった政府機関が金融・為替政策の運営や金融機関の監督について多くの権限を持っていた。しかしその後、シンガポールの金融制度が発展し、複雑化するにつれて、中央銀行のような機関の必要性が痛感されるようになった。そのような要請に応じて、後述のように1971年、それまでいろいろな機関に属していた金融・為替政策、金融機関監督に

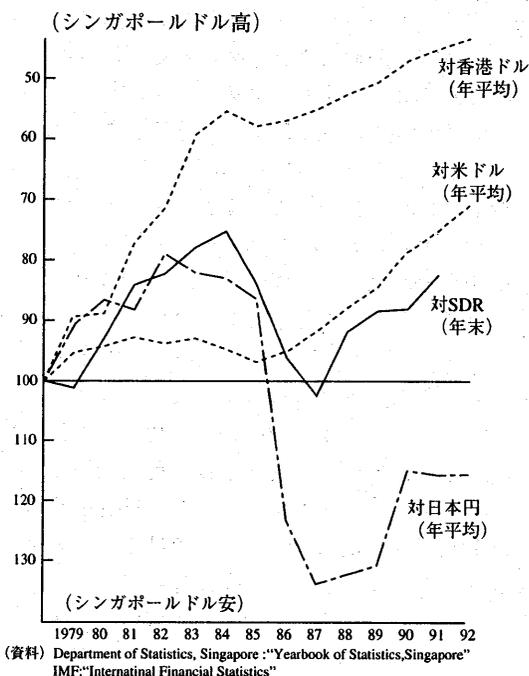
ついでに諸権限を集約する形で、「シンガポール金融庁」(以下、MASという)が発足した。

1967年通貨法では、新しい通貨単位をシンガポール・ドル (Singapore dollar, 略号, S\$) と定め、その平価はマレーシア・ドル (Malaysia dollar) と同様、純金0.290299グラムと等価とした (第11条, 第12条)。さらに通貨発行に対して100%の金および外貨資産を準備として保持すべきものとされ、そうした準備資産を保有・管理するために、通貨発行準備基金 (Currency Fund) が設けられた (第21条, 第22条)。通貨分離以前のマラヤ・ドルの平価は、英ポンド表示で1マラヤ・ドル=2シリング4ペンスとなっており、これは純金0.290299グラムと等価であったから、シンガポール・ドル、マレーシア・ドルはともにこれをそのまま採用したことになる。ただこのことは、マラヤ・ドルの価値が英ポンドの価値と結びつけられており、したがって英ポンドが切下げられた場合には、同じ幅でマラヤ・ドルも切下げられるのに対し、新しく発行されたシンガポール・ドル、マレーシア・ドルの平価については、それぞれの政府が、英ポンドから離れて独自に決定する権限を持ったという点で、大きな意味を有するものであった<sup>6)</sup>。

このことが明確になったのは、1967年11月の英ポンド切下げ (1ポンド=2.8→2.4米ドル) の際における措置であった。当時シンガポールでは、イギリスやポンド圏との交易・投資関係が深いことや国際競争力維持の観点から、シンガポール・ドルをポンド切下げに追随させるべきだという議論と、シンガポール経済の海外依存度の大きさから考えて、為替レートの安定こそ経済発展の基本的条件であるとする考え方が対立していたが、結局前者の考え方は斥けられ、シンガポール・ドルの金平価は維持された。また1971年12月のスミソニア合意 (金1オンス=35→38ドル) お

よび73年2月の米ドル切下げ (1ドル=0.921053→0.828948SDR) に際しても、同様の考え方からシンガポール・ドルの金平価は変更されなかった。ところで、73年2月の国際通貨危機から間もない同年6月、シンガポールは大量のドル流入に見舞われた。これに対してMASは、為替市場におけるドル買い介入によって、シンガポール・ドルの対米ドル相場を維持しようとしたが、それは当時にフロート制に移行していた日本円や西欧主要国通貨に対して事実上、シンガポール・ドルの切下げとなり、輸入物価の上昇という結果を招くことを意味した。こうした状況からシンガポール政府は、73年6月20日、シンガポール・ドルのフロート制移行を決定し、翌日から実施した<sup>7)</sup>。その後のシンガポール・ドルの相場は、極めて堅調に推移してきた。1980年以降の動きをみても、日本円に対しては下落しているものの、他の主要国通貨に対してはいずれも上昇しており、世界のなかで最も強い通貨のひとつとなっている (図参照)。

【図】シンガポール・ドルの為替相場 (1978年=100)



一方国内物価（消費者物価）の動きをみると、石油価格急騰の際には、さすがにかなり高い上昇を示したものの、そうした特殊な事情がない場合は、極めて安定した推移を辿っている。1985年以降の動きをみても、シンガポールは日本・ドイツと並んで物価上昇率が最も低いグループに属し、また他のアジア N I E s 諸国と比べても最も物価が安定している（第1表参照）。

**(第1表) 消費者物価**  
(1985=100とした指数)

	1987	1990	1992
シンガポール	99.1	106.6	112.7
韓 国	105.9	130.2	151.7
台 湾	101.2	111.5	120.7
日 本	100.7	106.9	112.3
ア メ リ カ	105.6	121.5	130.4
イ ギ リ ス	107.7	133.4	146.4
ド イ ツ	100.1	107.0	115.2

(資料) 日本銀行国際局『日本経済を中心とした国際比較統計』(1993年版)

このように、為替相場をみても、また国内物価の動きからみても、シンガポール・ドルは、現在の世界経済のなかで、最も安定した通貨であるといつてよいであろう。これは、シンガポールの通貨管理が極めて適切に行われてきたことを示すものであり、また同時に開かれた貿易国として、また国際金融センターとして生きようという同国にとって、経済発展のための極めて重要な前提条件を提供しているものといつてよい。前述のように、シンガポールの現金通貨供給は、100%金・外貨準備の裏付けをもって行われている。ただこのことが、シンガポール・ドルの安定をもたらす重要な要因になっているとは考えられない。なぜならば、同国独立当時から今日に至るまで、同国の外貨準備は、現金流通高に比し極めて高い水準にあり、金・外貨準備が通貨発行を抑制しているわけではないからである（第2表参照）。MAS自身もその年報のなかで、しばしば通貨発行は取引や生産

の必要に応じて行われると述べている。しかしこのような通貨発行制度を採用したこと自体、シンガポール政府の通貨安定にかける強い意思の表れともいえるわけであり、長年にわたるシンガポール・ドルの安定は、シンガポールの通貨当局がそうした基本政策に支えられて、適切な通貨管理を実行してきた成果といえることができる。

**(第2表) 現金流通高と金・外貨準備高**  
(単位, 百万シンガポール・ドル)

各 年 末	現金流通高	金・外貨準備高
1985	5,149.1	27,070.9
86	5,484.2	28,157.5
87	5,885.7	30,441.7
88	6,702.2	33,276.6
89	7,138.0	38,607.2
90	7,711.8	48,521.3
91	8,168.7	55,795.2
92	8,971.0	65,788.4

(資料) Department of Statistics, Singapore: "Year-book of Statistics", "Monthly Digest of Statistics"

## 2. 金融庁 (MAS) の業務・機能

次に、「シンガポール金融庁法」(Monetary Authority of Singapore Act)のなかで、MASの業務はどのように規定されているか、それはまた、諸外国の中央銀行と比較してどのような特色を持っているかについてみてみることにしよう。そうした比較検討を通じて、MASの性格や特徴が浮かび上がってくると考えられるからである。

まずMASの業務については、同法のなかで、預金・貸出業務、有価証券業務などがかなり詳細に規定されている（第23条）が、同時に同法はMASの「政府の代理人」としての機能や市中金融機関に対する監督機能について、多くの条文を割いている。後者についていちいち条文を示すのは煩瑣に耐えないので、これをMAS自身の整理によってみると、MASの機能は、以下の三つであるというこ

とができる<sup>8)</sup>。

イ. 政府の銀行、金融代理人としての機能

ロ. 金融機関に対する監督機能

ハ. 金融機関の銀行としての機能

まず政府の銀行、金融代理人としての機能からみると、MASは政府預金勘定を開設しているほか、政府債務の管理に当たり、また国債発行については、発行業者 (issuing house) として全面的にその発行に関わっているだけでなく、償還・借替に関する事務を担当し、さらに財務上のアドバイザーとして、国債の発行条件の決定について政府と密接な協議を行っている。政府が海外で資金調達を行う場合は、政府の代理人となる。なお、1981年6月シンガポール政府投資公社 (Government of Singapore Investment Corporation, GIC) が設立され、以後外国株式や海外投資業務はMASからこの機関に移された<sup>9)</sup>。

次に金融機関の銀行としての機能に移ろう。この点では、MSAは商業銀行 (commercial banks)、金融会社 (finance companies) に対して銀行サービスを提供している。まずMAS当座勘定は、後述の準備預金制度の積立てのための勘定であり、また小切手・手形・送金などの集中決済制度から生じる債権・債務の決済、政府・MASとの取引、銀行相互間の取引に利用される。金融会社の当座勘定は、法定準備預金積立てのためのものである。なお1987年まではイギリスと同様に割引業者 (discount houses) が存在しており、MASに当座勘定・貸付勘定の二つの勘定をもっていたが、その後国債流通市場の発足によってその役割が重要になってきたこともあって、商業銀行に吸収されるなどの経過を経て、同年5月以降、独立の割引業者は消滅した。

以上のようにみても、MASの政府および市中金融機関に対する機能は、基本的には諸外国の中央銀行の場合とほぼ同様であるといえる。しかしMASには、諸

外国の中央銀行にみられない特徴的な点がある。それは、金融機関に対する監督機能が広範かつ強力であり、さらに金融行政機関としての性格を持っているところにある。そもそも1971年MASが設立されたのは、前述のように、それまでいろいろな機関に所属していた金融・為替政策、金融機関監督の諸権限を集約することにあつたのであるから、これはいわば当然の帰結といつてよい。この点を具体的にみると、MASは当初から銀行、金融会社、割引業者、マーチャント・バンクなど広範な金融機関に対する監督権限を持っており、このなかには、営業免許を付与する権限 (銀行法第4条、金融会社法第3条) や銀行支店の設置・移転に関する認可権 (銀行法第12条) といった行政的権限も含まれていた。さらに1984年の法改正によって「保険業法」 (Insurance Act) および「証券業法」 (Securities Industry Act) に基づく監督権限がこれに加わった (金融庁法第21条) ほか、銀行法改正によって、MASの銀行監督権限は一層強化された。このようにしてみると、MASは確かに「銀行券発行権を持たない」という点を除けば、中央銀行機能のすべてを有する<sup>10)</sup>といわれるが、実はMASは同時に強大な金融行政機関としての性格を持っているといえる。もっとも各国の中央銀行の場合でも、ある程度行政的権限を持っている例は少なくない。とくにアメリカの連邦準備制度 (FRB) は、かなり広範な金融行政的権限をもっている。しかしFRBは、中央銀行としてはかなり特異な例であり、またそれも、その行政権限は加盟銀行に対するもので、MASのように、金融機構全般にわたる広範なものではない。つまりMASは、諸外国の中央銀行と比較してこの点で重要な差異を持っているといつてよいであろう。しかもMASの市中金融機関に対する監督・規制の厳しさは国際的にもよく知られている事実で、市中金融機関側からはもちろんその緩

和を望む声があるが、MAS自身は金融機関についての信頼度を維持するためには、こうした規制が必要であるという姿勢を崩していない<sup>11)</sup>。

### 3. 通貨調節の手段とそのメカニズム

MASは、通貨調節の手段として、貸出政策・公開市場操作・準備預金制度・為替市場介入・道義的説得などを活用しており、その限りにおいては、他の国の中央銀行の場合と変わるところはない。もちろんその時々金融情勢によってその組み合わせや比重の掛け方に変化がでるのは当然であるが、それ以上に、シンガポール経済の特殊性がMASの金融調節方式を独特なものにしている。すなわち、国内金融市場の狭さ、対外資金流入に伴う過剰流動性発生の危険、為替相場安定の重要性などが、その背景にあるように思われる。とくに国内金融市場の狭さが、公定歩合政策や公開市場操作の運営を制約しているの、その点では、MASの金融調節方式は先進諸国のそれとかなり異なった様相を呈している。

MAS年報の表紙を開けると、そこにはMASの「使命と目的」(Mission and Objectives)が掲げられており、MASの使命は「持続的かつインフレなき経済成長と健全かつ革新的な金融部門の育成を追求すること」だと書かれている。

この使命実現にとって、今日極めて重要な役割を演じているのは為替政策であろう。前述のように、シンガポール・ドルは1973年、先進諸国のフロート制採用から若干遅れて、6月にフロート制に移行した。もともとMASは一方でシンガポール・ドルの国際化について極めて慎重な姿勢をとりながら<sup>12)</sup>、同時に為替レートについても「管理フロート」(managed floating)と言われるように、それを強力なコントロール下に置いてきた。その実態は明らかにされていないが、いくつかの通貨バスケットにシンガポール・ドルをパッ

グするという方式のようである。MASは、為替レートが高すぎて輸出を阻害したり、逆にレートが低すぎて輸入価格、ひいては生計費の上昇を招くといった事態を避けることを、その目的としている。もっともシンガポールでは、これまで高為替レートによる輸出阻害効果が強調されすぎたという指摘もある。シンガポールの輸出は再輸出の比重(4割弱)が高く、また国内製品といっても部品や原料の大部分を輸入に依存しているだけに、為替レートが上昇すれば輸入品価格の下落や賃金抑制効果を通じて、高為替レートによる輸出阻害効果は相殺されるからである<sup>13)</sup>。

国内流動性の調節手段として重要な役割を持っているのは、準備預金制度(minimum reserve requirements)である。この制度は、銀行の預金その他債務の一定率をMASに対する預け金として保有することを義務づけるもので、その比率は30%を超えない範囲でMASが定める(銀行法第40条)。なお1973年、大量の海外資金流入に伴う過剰流動性の発生を防止するため、特別準備預金制度(special deposit requirements)が導入されたことがある。これは、銀行のネット対外債務の一定率(5%、一時9%に引上げ)を、MASに特別預金として預入することを義務づけたものであったが、その後海外資金の流入が鎮静化したため、1974年4月最終的に廃止された<sup>14)</sup>。このほか法定準備制度として、流動資産比率制度(liquid asset ratio)があり、銀行はその債務の一定率を手元現金・MAS預け金・コール・大蔵省証券(TB)などの流動資産で保有することが義務づけられている(銀行法第39条)、これは銀行資産の健全性を確保するためのものであり、金融調節の手段ではない。なお以上とほとんど同様な規制が、金融会社にも適用されている(金融会社法第32条)。

次はMASの市中金利に対する政策である。シンガポールの銀行法は、MASに市中預貸

金金利・手数料について規制権限を与えている（第42条）。事実、1975年預貸金金利が自由化されるまでは、MASはこの規制権限によって市中金利を動かし、それが金融調節の有力な手段となっていた。しかし現在では、市中預貸金金利が自由化されているので、MASの直接規制によってそれを操作することはできない。しかしMASは金利自由化後もMAS割引率の変更やTB入札量の操作を通ずる短期金融市場操作によって、間接的に市中金利に影響を及ぼしている。なお他方シンガポールの市中金利は、国際金融情勢、とくにニューヨークおよびロンドンにおける金利動向に大きく制約されていることも、見逃すことのできない点である<sup>15)</sup>。

さらにシンガポールの金融調節において注目されるのは、MASによる道義的説得と指示（persuasion and directive）が大きな位置を占めていることである。今日の中央銀行において、程度の差はあれ、道義的説得という方法が用いられてきた例は決して少なくない。日本銀行の戦後の金融政策運営においても、とくに戦後復興期ならびに高度成長期にこの方法は極めて重要な役割を演じた。しかしこうした方法は、市中銀行の中央銀行信用依存や中央銀行の市中銀行検査権を背景にしているとはいえ、多くの場合法律上の明示的権限によるものではなく、言葉通りの「道義上の」説得というものがその性格である。これに対してMASの場合は、シンガポール金融庁

法に市中金融機関に対するMASの指示権が明定されており、しかもそうした指示に違反し、あるいはそうした指示を拒否した場合には、その金融機関は、2万S\$以下の罰金に処されることになっている（第27条）。このような規定の存在は、それが実際に発動されるか否かは別としても、その存在自体そのものがMASの市中金融機関に対するコントロールの強さを裏付けているものと考えられる。同時にこうした規定は諸外国の中央銀行法に殆どその例をみないものであり、そこにMASの行政機関としての性格が如実に示されているといえよう。

以上のような手段によってMASは市中銀行の信用供与活動を強力にコントロールし、マネーサプライを調節している。ここで参考までにシンガポールの通貨供給（M<sub>1</sub>：現金通貨＋要求払預金）がどのようなルートによって行われているかを、1990—92年の計数でみることにしよう（第3表参照）。この3年間におけるM<sub>1</sub>の増加額は48億S\$であったが、その供給要因であるMASおよび市中銀行部門の対外資産増加は、これをはるかに上回る202億S\$であった。しかしその一方で、公共部門の資金調達<sup>16)</sup>がネットで73億S\$あるので、銀行部門の対外資産増加による通貨供給要因はそれだけ相殺される形になっている。さらに「その他」項目が大きな通貨吸収要因になっているため、この3年間における市中金融部門からの通貨供給は7億S\$とな

（第3表）通貨（M<sub>1</sub>）供給要因

（単位、百万シンガポール・ドル）

	通貨(M <sub>1</sub> ) 供給増	対民間信用 (ネット)	銀行 信用	準通貨	対政府信用 (ネット)	対外資産	MAS	その他
1990	1,516.3	-1,742.7	7,040.6	-8,783.3	-2,504.9	4,753.8	7,799.1	1,010.1
91	1,169.1	400.1	6,928.2	-6,528.1	-1,191.8	6,733.1	5,062.3	-4,772.3
92	2,085.6	2,023.7	6,124.3	-4,100.6	-3,554.2	8,686.9	7,514.2	-5,070.8
計	4,771.0	681.1	20,093.1	-19,412.0	-7,250.9	20,173.8	20,375.6	-8,833.0

\* M<sub>1</sub>：現金通貨＋要求払預金

なお、準通貨および対政府信用はマイナス符号が増加を示す。

（資料）Department of Statistics, Singapore: "Monthly Digest of Statistics"

った。つまり対外資金流入による国内金融面への攪乱的要因は、公共部門の資金調達によってかなり吸収され、その点でMASの国内金融調節の負担を軽くしている。このような状況にも、シンガポールの金融構造における特徴的な一面をみることができる。

#### 4. SCB・MASの最高意思決定機構

最後に、SCBおよびMASの最高意思決定機構をみてみることにしよう。

まずSCBの委員会 (Board) は、以下の6名のメンバーによって構成される (通貨法第6条)。

- (1) 議長……………大蔵大臣
- (2) 副議長……………大統領が任命
- (3) その他のメンバー (4名) ……金融界・産業界に経験のあるものの中から、大統領が任命

次にMASの理事会 (Board of directors) は、以下の7名によって構成される (シンガポール金融庁法第7～9条)。

- (1) 議長……………国務大臣
- (2) 理事 (6名) ……国務大臣の推薦により大統領が任命

うち1名を副議長に、他の1名を専務理事 (managing director) に、それぞれ大統領が任命

なおMASの議長は、法文上は単に「大臣」(Minister) となっているが、実際には大蔵大臣である。

以上から明らかなように、SCBもMASもともに議長に大蔵大臣が就任することになっている。諸外国の中央銀行の場合 (社会主義国の場合は別として)、政府代表が最高意思決定機関 (ボード) のメンバーに加わることはあっても、そのトップに国務大臣が就任するといった例は、まず見当たらない。その意味で、シンガポールの制度は、諸外国の中央銀行と比較すると著しく特異である。もっとも、このような委員会ないし理事会は頻繁

に開催されているわけではなく、日常の業務・政策運営は執行部 (その責任者は、SCBにあっては副議長、MASにあっては専務理事) に委ねられている。しかし両機関ともその最高責任者は大蔵大臣であり、このことはSBC・MASの性格を端的に示しているように思われる。

#### おわりに

厳密な意味においては、シンガポールに中央銀行は存在しない。しかし諸外国において中央銀行が担っている役割を、シンガポールにおいてはSCBとMASが共同で果たしている。それは確かにそうであるが、だからといってMASを「準中央銀行」というとすれば、それはいささか誤解を生む危険があるのではなかろうか。前述のように、MASは通貨発行権を除けば、すべての中央銀行機能を持っているが、同時に広範な金融行政上の権限を持ち、そのトップは大蔵大臣が兼務している。その性格は、中央銀行というよりはむしろ、行政機関のそれに近い<sup>17)</sup>。その意味でMASは、「中央銀行機能を併せ持った行政機関」というべきであろう。

実は1970年代後半の時期において、シンガポール政府は、SCBとMASとを合併して中央銀行に改組することを意図し、政府予算演説のなかでもそれを表明したことがある。しかしこの方針は、その後数年にして撤回された。すなわち1982年末、通商産業大臣は「政府は当分の間、中央銀行を設立するつもりはない。」と言明した<sup>18)</sup>。またこれより先、MASは1980年に発行した小冊子のなかで、一部にシンガポールの通貨委員会制度は「時代遅れ」(anachronism) だとする見解もあるが、現行制度は、金融上の節度 (discipline) を維持するとともにシンガポール・ドルに対する対外信用を補強する重要な心理的效果を持つものだと、その見解を表明している<sup>19)</sup>。

以上を総括すれば、SCB・MASの体制

は、制度上の性格や運営上の実態から言えば中央銀行というよりはむしろ強力な金融行政機関である。しかしMAS自身の政策意識は、前述の年報に毎年掲げられるMASの使命についての表現や、上述の現行制度についてのMAS自身の評価からも窺えるように、諸外国の中央銀行のそれに著しく近い。それは、貿易立国・国際金融センターをモットーとした、世界に開かれた経済こそがシンガポールの繁栄を約束するものだとする、同国政府の基本姿勢の表れとみることもできよう。

ところで最近、1993年4月、香港に「香港金融庁」(Hong Kong Monetary Authority, HKMA)が設立された。シンガポールと同じような環境下にある香港経済が、MASと類似の機関を持つことになったのは、なかなか興味ある事実である。

#### 〔注〕

- (1) Tan Chee Huat, "Financial Institutions in Singapore", 1978, Singapore University Press, p. 160
- (2) 1991年の計数
- (3) Lee Sheng-ye, "The Monetary and Banking Development of Singapore and Malaysia", 1986, Singapore University Press, pp. 61-62
- (4) 正井正夫編『東南アジア・大洋州の開発と金融』(金融ジャーナル社, 昭和44年) p.124
- (5) 正井正夫, 前掲書p.131
- (6) 正井正夫, 前前掲書pp.138-139
- (7) S.Y. Lee and Y.C. Jao, "Financial Structures and Monetary Policies in South-east Asia", 1982, The Macmillan Press. (細井幸夫・中島崇行訳『アジアの金融市場—金融組織と金融政策』東洋経済新報社, 昭和57年, pp.80-81)
- (8) Monetary Authority of Singapore, "The Financial Structure of Singapore" 1980, pp. 8-11
- (9) Lee Sheng-yi, *ibid.*, p.89
- (10) Tan Chwee Huat, *ibid.*, p.163
- (11) "The Straits Times", 20, July, 1992.
- (12) その具体的な例として1983年11月1日付MASの通達をあげることができる。この通達によれば、銀行は5百万S\$を超えるシンガポール・ドル建て対非居住者信用供与については、MASと事前に協議しなければならないとされている。
- (13) Lee Sheng-yi, *ibid.*, pp.153-155
- (14) Monetary Authority of Singapore, *ibid.*, p. 81  
S.Y. Lee and Y.C. Jao, *ibid.* (細井・中島, 前掲訳書p.78)
- (15) Lee Sheng-yi, *ibid.*, p.153
- (16) これは、主として公共部門の投融资活動によるもので、財政赤字を意味するものではない。
- (17) 中央銀行の理念や本質については、西川元彦『中央銀行—セントラル・バンキングの歴史と理論—』(東洋経済新報社, 昭和59年) 第1章参照
- (18) Lee Sheng-yi, *ibid.*, p.89
- (19) Monetary Authority of Singapore, *ibid.*, p.14